

一般ガス事業者の経過措置料金規制に係る指定・解除基準について

- 小売全面自由化後においても、需要家保護の観点から、他のガス小売事業者や、LPガス、オール電化などといった他の財との適正な競争関係が認められない場合においては、一般ガス事業者等に対して経過的に小売料金規制（大臣の認可制）を課すこととしている（いわゆる経過措置料金規制）。
- このため、こうした考え方を踏まえた指定基準・指定解除基準については、以下のとおりであり、実際に指定や指定解除を行うに当たっては、これらの指標を満たしているかどうかに加え、適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由がないかどうかもしっかりと確認しながら、総合的に判断していく。

<指定基準>

<STEP 1>

都市ガス利用率（注1）が50%超であるか否か

YES

NO

指定しない

<STEP 2>

一般ガス事業者による需要家獲得件数×1/2
> 当該一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料事業者による需要家獲得件数

※直近3年間の合計ベース。

YES

NO

指定しない

指定する

（注1）都市ガス利用率とは、家庭用調定件数÷供給区域内一般世帯数。

<指定解除基準>

以下のいずれかに該当するか否か

① 都市ガス利用率が50%以下

② 旧一般ガス事業者による需要家獲得件数×1/2 ≤ 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者・他燃料事業者による需要家獲得件数（注2）

※直近3年間の合計ベース。

③ 他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、その者に十分な供給余力がある

④ 小売料金が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューの需要家 ≤ 自由料金メニューの需要家

YES

NO

解除する

解除しない

（注2）他のガス小売事業者による需要家獲得件数が、「≤」のトリガーとなった場合には 当該他のガス小売事業者 に十分な供給余力があることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度が小口需要において50%以上であることを追加的な要件とする。

(参考)「適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由」の具体例

- 「適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由」の具体例は以下のとおり。

<指定基準①>

都市ガス利用率が50%超

<解除基準①>

都市ガス利用率が50%以下

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 自らの都市ガス利用率を50%以下とすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示したり、他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、自らの都市ガス利用率が50%以下となるように恣意的に操作していた場合。

<指定基準②>

一般ガス事業者による需要家獲得件数 \times 1 / 2 > 当該一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料事業者による需要家獲得件数

<解除基準②>

旧一般ガス事業者による需要家獲得件数 \times 1 / 2 \leq 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者及び他燃料事業者による需要家獲得件数

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 自らの需要家獲得件数を恣意的に少なくすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示していた場合。
- 他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、離脱件数等を恣意的に増加させていた場合。
- その供給区域内の一般世帯の総数に比して、スイッチ等の総数（右辺の件数と左辺の件数の和）が著しく少ない場合（3年3%以下）。

(注) ただし、スイッチ等の総数が著しく少ない場合においても、実際に他のガス小売事業者等との競争が進展しており、これらの者との適正な競争関係が確保されていることを旧一般ガス事業者が合理的に説明できた場合には、経過措置料金規制が解除されることもあり得る。また、スイッチ等の総数は、新築着工件数など、景気動向等に左右されるものも含まれることから、仮にその総数が少ない場合においても、適正な競争関係が確保されていることがあり得る点に留意が必要。

(参考)「適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由」の具体例

<解除基準③>

他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、その者に十分な供給余力がある

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 他のガス小売事業者のシェアの合計を10%以上とすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示したり、他のガス小売事業者との協調的な行動を行うことなどにより、他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上となるように恣意的に操作していた場合。
- 都市ガスの小売全面自由化に係る小口需要における認知度が著しく低い場合。

<解除基準④>

小売料金が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューの需要家 \leq 自由料金メニューの需要家

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 経過措置料金メニューと実質的に同じ自由料金メニューを設定し、その需要家を恣意的に当該自由料金メニューに移行させていた場合。
- 経過措置料金メニューによって供給を受けざるを得ない需要家が存在する場合。(経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家にとって、より魅力的な(付加価値のある)自由料金メニューが存在しない場合。)

(参考) 都市ガス利用率を踏まえた他燃料採用件数の考え方について

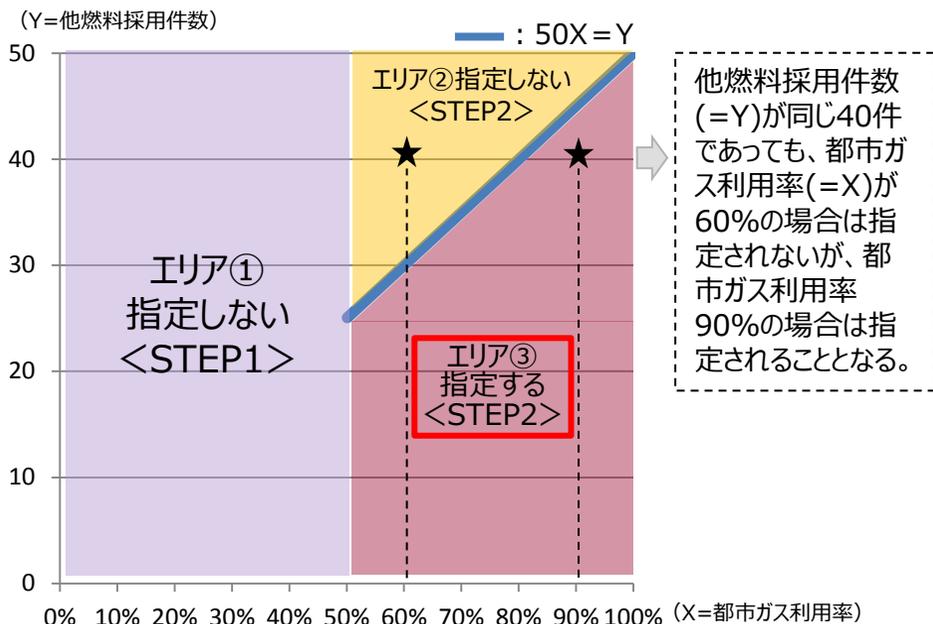
- 以下の式を用いると、STEP 2に進んだ旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料採用件数と都市ガス供給採用件数との比較が可能となる。すなわち、旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が高ければ高いほど右辺の値が小さくなるため、経過措置料金規制に係る指定基準を満たさない（左辺 \leq 右辺）ためには、より多くの他燃料採用件数が必要となる。
- 例えばSTEP 2の①について、以下の式、**X=都市ガス利用率**、**Y=他燃料採用件数**とし、**都市ガス供給採用件数を50件と仮定した場合**、指定を行うか否かの判断基準については、都市ガス利用率の値であるXの値に応じて以下の表のとおり整理される。

$$\frac{\text{都市ガス供給採用件数}}{\text{他燃料採用件数}} \times \frac{1}{2} > \frac{0.5 \text{ (注)}}{\text{都市ガス利用率}} \Rightarrow \frac{\text{都市ガス供給採用件数}(=50)}{\text{他燃料採用件数}(=Y)} \times \frac{1}{2} > \frac{0.5}{\text{都市ガス利用率}(=X)} \Rightarrow \frac{50}{Y} \times \frac{1}{2} > \frac{0.5}{X} \Rightarrow 50X > Y$$

(注) 「0.5」とは、STEP1により指定を行わない場合の都市ガス利用率の上限値である50%を意味する。

この式を満たせば指定基準の1つを満たすこととなる。

- エリア① ($X \leq 0.5$ (50%)) : 旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が50%以下であるため、STEP 1の基準により、指定しない。
- エリア② ($50X \leq Y$) : Y (= 他燃料採用件数) が都市ガス利用率を踏まえた調整後の都市ガス供給採用件数を上回るため、指定しない。
- エリア③ ($50X > Y$) : Y (= 他燃料採用件数) が都市ガス利用率を踏まえた調整後の都市ガス供給採用件数を下回るため、指定する。



X: 都市ガス利用率	実際の都市ガス供給採用件数	50X: 調整後都市ガス供給採用件数	Y: 他燃料採用件数	
50%以下	—	—	STEP1の基準により指定しない	
51%	50	50×0.51 → 25.5	26以上 ($50X \leq Y$)	指定しない
			25以下 ($50X > Y$)	指定する
60%	50	50×0.6 → 30	30以上 ($50X \leq Y$)	指定しない
			29以下 ($50X > Y$)	指定する
70%	50	50×0.7 → 35	35以上 ($50X \leq Y$)	指定しない
			34以下 ($50X > Y$)	指定する
80%	50	50×0.8 → 40	40以上 ($50X \leq Y$)	指定しない
			39以下 ($50X > Y$)	指定する
90%	50	50×0.9 → 45	45以上 ($50X \leq Y$)	指定しない
			44以下 ($50X > Y$)	指定する
100%	50	50×1.0 → 50	50以上 ($50X \leq Y$)	指定しない
			49以下 ($50X > Y$)	指定する

(参考) 小売全面自由化スケジュール

【ガス】

② 託送供給約款の
事前認可申請の期限

④ 経過措置料金規制が課
される事業者の指定

⑥ 小売全面自由化の開始

① 託送供給約款の
策定不要の承認

③ ガス小売の事前登録申請
に係る受付開始

⑤ 最終保障供給約款の
届出の期限

6月下旬

7/29

8/1

10月～11月

12/28 (注)

4/1

平成28年

平成29年

(注) 電気事業と異なり、ガス事業においては、多数の一般ガス事業者から託送供給料金の事前認可申請がなされる予定ではあるものの、新規参入者の予見可能性を高める観点から、可能な限り、平成28年中に審査を終了させることを目指す。

【電力】

① 託送供給等約款の事前
認可申請の期限

③ 託送供給等約款の審査終了→
託送供給等約款の認可

⑤ 小売全面自由化の開始

② 小売電気事業の事前登録
申請に係る受付開始

④ 離島供給約款及び最終保障供
給約款の届出の期限

7/31

8/3

～12月末

12/28

4/1

平成27年

平成28年